

別記5 契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領

第1 趣旨

近年、野菜の輸入が増加し、自給率の低下、生産者の減少・高齢化等が進行する中で、国際競争に対応しつつ、消費者及び実需者に選好される品質・価格の野菜の供給を行うためには、生産・流通コストの削減、トレーサビリティの向上に資する野菜の契約取引を推進していく必要がある。

このため、契約取引に伴い生産者の負うリスクを軽減する事業を実施することとし、消費者及び実需者への野菜の安定的な供給を図り、もって野菜農業の発展と国民消費生活の安定に資するものとする。

第2 事業の内容

この事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

1 契約特定野菜等安定供給促進事業

契約特定野菜等安定供給促進事業は、農畜産業振興機構が、野菜価格安定法人が行う第3の契約特定野菜等安定供給事業につき補助金を交付するために必要な資金を造成し、これを財源として法第14条の規定に基づき当該契約特定野菜等安定供給事業につき補助金を交付する事業とする。

2 その他緊急的な措置として農産局長が特に必要と認める場合に行う事業

3 1及び2の事業の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる事務を行う。

第3 野菜価格安定法人の契約特定野菜等安定供給事業

1 事業実施主体

(1) この事業は、野菜価格安定法人が都道府県の指導の下に実施するものとする。

(2) 野菜価格安定法人の会員又は出えん者たる資格を有する者は、別記4の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領（以下「特定野菜等事業実施要領」という）第3の1の(2)に定める者とする。

2 契約特定野菜等安定供給事業の内容

(1) この事業は、野菜価格安定法人が、(6)のイの実需者等との間において、(3)の対象産地の区域内で生産される(2)の特定野菜等の供給に係る(6)の取引契約を締結した(4)の共同出荷組織又は(5)の相当規模生産者を対象に行う、次のア又はイに掲げる事業とする。

ア 補給交付金等交付事業

補給交付金等交付事業は、(2)の特定野菜等の価格の著しい低落があった場合において、その低落が(3)の対象産地の区域内で生産される特定野菜等（以下「対象特定野菜等」という。）の出荷に関し、(4)の共同出荷組織との間に委託関係のある生産者（以下「委託生産者」という。）及び(5)の相当規模生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、その共同出荷組織に対しその委託生産者に補給金を交付するための補給交付金を、その相当規模生産者に対し補給金を交付する事業であって、次の(7)又は(イ)の事業とする。

(7) 価格差補給交付金等交付事業

(イ) 出荷調整補給交付金等交付事業

イ 数量確保費用交付金交付事業

数量確保費用交付金交付事業は、(4)の共同出荷組織又は(5)の相当規模生産者が(6)のイの実需者等との間において、あらかじめ締結した契約（対象特定野菜等の供給に係るものであって、天候その他やむを得ない事由により供給すべき当該対象特定

野菜等に不足が生じた場合に、これと同一の種類に属する特定野菜等を供給すること
を内容とするものに限る。)に基づき当該特定野菜等を確保する必要がある場合にお
いて、その共同出荷組織又はその相当規模生産者に対し、その確保に要する費用に充
てるための交付金を交付する事業とする。

(2) 特定野菜等

この事業の対象とする野菜（以下「特定野菜等」という。）は、特定野菜等事業実施
要領第3の2の(1)のア又はイに定める野菜（新たな属性を付加することとならない簡
易な処理を行ったものを含む。）のうち都道府県知事（以下「知事」という。）がこの
事業の対象として選定した野菜とする。

(3) 対象産地

この事業の対象とする産地（以下「対象産地」という。）は、申請に基づき、特定野
菜（特定野菜等事業実施要領第3の2の(1)のアに規定するものをいう。以下同じ。）を
生産する産地にあつては同実施要領第3の2の(2)のアに定める地区から、指定野菜
（同実施要領第3の2の(1)のイに規定するものをいう。以下同じ。）を生産する産地
にあつては同実施要領第3の2の(2)のイ、ウ又はエに定める地区から知事が地方農政局
長（北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。
以下同じ。）と協議して選定する産地とする。ただし、既に同実施要領第3の2の(2)に
より地方農政局長と協議の上選定された産地については、この協議を要しないものとす
る。

(4) 共同出荷組織

野菜価格安定法人と、第4の2に定めるところにより価格差補給交付金等、出荷調整
補給交付金等又は数量確保費用交付金（以下「補給交付金等」と総称する。）の交付に
関する契約を締結する共同出荷組織は、特定野菜等事業実施要領第3の3の(3)に定め
るものとする。

(5) 相当規模生産者

野菜価格安定法人と、第4の2に定めるところにより補給交付金等の交付に関する契
約を締結する相当規模生産者は、特定野菜等事業実施要領第3の3の(4)に定める者と
する。

(6) 事業の対象となる取引契約

ア 取引契約に定める事項

野菜価格安定法人が行う契約特定野菜等安定供給事業の対象となる共同出荷組織又
は相当規模生産者（以下「共同出荷組織等」という。）とイの実需者等との契約（以
下「取引契約」という。）は、書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合に
おける当該電磁的記録を含む。）により行うものであつて、当該契約書には、価格差
補給交付金等交付事業又は出荷調整補給交付金等交付事業にあつては次の(ア)、(イ)、(ウ)、
(エ)及び(カ)に定める事項を、数量確保費用交付金交付事業にあつては次に掲げる全ての
事項を定めるものとする。

(ア) 当該契約の対象となる特定野菜等の種類

(イ) (ア)の種類に属する特定野菜等の供給の期間

(ウ) (イ)の期間内に共同出荷組織等が特定野菜等を原料若しくは材料として使用する製
造若しくは加工の事業又は特定野菜等の販売の事業を行う者に供給しようとする対
象特定野菜等の数量

(エ) (ウ)の対象特定野菜等の価格に関する事項

(オ) (ウ)の対象特定野菜等の数量に不足が生じた場合におけるこれと同一の種類に属す
る特定野菜等の供給に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 契約の相手方

共同出荷組織等の取引契約の相手方（以下「実需者等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (ア) 特定野菜等を原料又は材料として使用することにより食品の製造又は加工を行うことを業とする者
- (イ) 特定野菜等の小売を業とする者
- (ウ) 共同出荷組織等から買い受けた特定野菜等を他の事業者販売することを業とする者

第4 契約特定野菜等安定供給事業の実施

1 業務方法書の制定

- (1) 野菜価格安定法人は、契約特定野菜等安定供給事業の実施に必要な次の全ての事項について業務方法書を定め、知事の承認を受けるものとする。

ア 価格差補給交付金等交付事業の実施に必要な保証基準額（消費税に相当する額を除く。以下同じ。）、最低基準額（消費税に相当する額を除く。以下同じ。）、負担金、価格差補給交付金又は価格差補給金（以下「価格差補給交付金等」という。）の交付その他の事項

イ 出荷調整補給交付金等交付事業の実施に必要な発動基準額（消費税に相当する額を除く。以下同じ。）、負担金、出荷調整補給交付金又は出荷調整補給金（以下「出荷調整補給交付金等」という。）の交付その他の事項

ウ 数量確保費用交付金交付事業の実施に必要な指標額（消費税に相当する額を除く。以下同じ。）、負担金、数量確保費用交付金の交付その他の事項

エ 資金の管理

- (2) 知事は、業務方法書の承認を行おうとするときは、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。
- (3) 野菜価格安定法人は、業務方法書を制定したときは、その写しを農畜産業振興機構に提出するものとする。
- (4) (1)から(3)までの規定は、業務方法書の変更について準用する。

2 契約の締結

共同出荷組織等が、野菜価格安定法人と補給交付金等の交付に関する契約を締結する方法及びその内容は、次によるものとする。

- (1) 共同出荷組織等は、補給交付金等の交付に関する契約を締結しようとするときは、あらかじめ、農産局長が別に定める様式により当該特定野菜等の供給計画（以下単に「供給計画」という。）を作成し、知事に提出するものとする。この場合において、共同出荷組織にあっては、当該対象産地の生産者等と共同して当該計画を作成するものとする。

- (2) 知事は、供給計画が当該特定野菜等の需給及び価格の状況等を勘案して適当と認めるときは、地方農政局長と協議して承認するものとする。

- (3) 地方農政局長は、(2)の協議があったときは、広域的見地から当該特定野菜等の需給及び価格の状況等を勘案し、所要の調整を行うものとする。

- (4) 供給計画は、次の事項について定めるものとする。

ア 月別生産計画に関する事項

イ 契約取引・非契約取引別及び旬別の出荷計画に関する事項

ウ 対象出荷期間別の交付予約計画数量に関する事項

エ 共同販売の推進に関する事項（相当規模生産者を除く。）

オ その他生産及び出荷の合理化、計画化その他近代化に関する事項

- (5) 知事は、(2)の承認をしたときは、当該共同出荷組織等及び野菜価格安定法人にその

旨を通知するものとする。

(6) (1)から(5)までの規定は、供給計画の重要な変更について準用する。

(7) 野菜価格安定法人は、(5)の通知があったときは、当該特定野菜等の6、7又は8の業務対象年間の最初の対象出荷期間の開始前（これによりできない場合は、農産局長が別に定めるところによるものとする。以下(8)、(10)及び3の(1)において同じ。）で知事が別に定める期日までに、(2)の承認を受けた供給計画に即して書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）により交付予約数量、負担金等について共同出荷組織等と契約を締結するものとする。この場合において、交付予約数量については、価格差補給交付金等の交付に関する契約にあっては業務区分ごと及び業務対象年間ごとと取引契約において締結した対象特定野菜等の数量（以下「契約数量」という。）（農産局長が別に定める基準を満たすものを含む。）を、出荷調整補給交付金等の交付に関する契約又は数量確保費用交付金の交付に関する契約にあっては契約数量の10分の3（数量確保費用交付金の交付に関する契約にあっては2分の1）を、それぞれ上回ることはできない。

(8) 野菜価格安定法人は、特定相当規模生産者（構成員の出荷実績に応じて、当該構成員に価格差補給金を配分する相当規模生産者をいう。以下同じ。）の構成員、相当規模生産者又は委託生産者が農業保険法（昭和22年法律第185号）第177条に基づき、農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みである場合は、7の業務対象年間の最初の対象出荷期間の開始前及び業務対象年間の開始後で対象出荷期間の開始前の知事が別に定める期日までに、共同出荷組織又は相当規模生産者と(7)の価格差補給交付金等の交付に関する契約の交付予約数量の減少による変更又は解約を行うことができるものとする。

ただし、当該契約の解約は、対象出荷期間の開始前の知事が別に定める期日から当該対象出荷期間に係る7の(4)の価格差補給交付金等の交付申請を行う時（当該交付申請を行うことがない場合は、当該対象出荷期間の最後の旬の7の(3)のエの公表時）までは、行うことができないものとする。

(9) 共同出荷組織等は、(7)の野菜価格安定法人との補給交付金等の交付に関する契約に当たって、実需者等の定款又は事業報告書等の実需者等の業務範囲がわかる資料、取引契約書の写しのほか、農産局長が別に定める様式により作成する次の資料を添付するものとする。

ア 契約取引、非契約取引別及び旬別の出荷計画

イ 契約取引に関与する生産者一覧（農業協同組合等一覧）

ウ 契約特定野菜等安定供給事業に係る調査等に関する協力文書

(10) 野菜価格安定法人は、7、8又は9の業務対象年間の開始後に交付予約数量の増加又は(6)において準用する(5)の規定による通知により(7)の契約の変更を必要とする場合には、対象出荷期間の開始前で知事が別に定める期日までに共同出荷組織等と契約を変更し、又は新たに共同出荷組織等と契約を締結することができるものとする。

3 負担金及び交付準備金の造成

(1) 野菜価格安定法人は、共同出荷組織等と補給交付金等の交付に関する契約を締結し、又は変更したときは、業務方法書の定めるところにより、当該対象出荷期間の開始前に当該共同出荷組織等に負担金を拠出させるものとする。

(2) 野菜価格安定法人は、(1)の負担金及び都道府県その他の共同出荷組織等以外の者から補給交付金等の交付に充てることを条件として交付された金銭を、価格差補給交付金等交付事業、出荷調整補給交付金等交付事業又は数量確保費用交付金交付事業（以下「対象事業」と総称する。）ごとに、業務方法書で定める業務区分（対象特定野菜等及び対象出荷期間ごとに定められたものをいう。以下同じ。）ごとに対象事業を行うため

の準備金（以下「交付準備金」という。）として積み立てるものとする。

(3) 野菜価格安定法人が(2)の業務区分ごとに積み立てる交付準備金の額（以下「交付準備金額」という。）は、当該業務区分について補給交付金等の交付に関する契約を締結している共同出荷組織等ごとの当該業務区分についての共同出荷組織等別必要造成額の合計額以上の額とする。

(4) (3)の当該業務区分についての共同出荷組織等別必要造成額は、7の(2)、8の(2)又は9の(2)の資金造成単価に交付予約数量を乗じて得た額（以下「共同出荷組織等別準備金総額」という。）の3分の2に相当する額とする。

4 負担金の返戻

野菜価格安定法人は、共同出荷組織等と価格差補給交付金等交付事業に関する契約における交付予約数量の減少又は価格差補給交付金等交付事業に関する契約の解約を行ったときは、当該共同出荷組織等に対し、業務方法書に定めるところにより、当該業務区分で積み立てられている負担金を返戻するものとする。

5 補給交付金等の削減

野菜価格安定法人は、対象事業ごと、業務区分ごと及び共同出荷組織等ごとに補給交付金等の額が共同出荷組織等別準備金総額（既に補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した補給交付金等の合計額を差し引いて得た額）を超えるときは、補給交付金等の金額からその超える金額を削減するものとする。

6 資金の管理

野菜価格安定法人は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを区分して行うものとする。また、野菜価格安定法人は、この事業に係る交付準備金を対象事業ごとに業務区分に応じて経理するものとする。

7 野菜価格安定法人の価格差補給交付金等交付事業に関する業務の準則

(1) 業務対象年間

野菜価格安定法人は、価格差補給交付金等交付事業の対象となる期間として3年間以上の業務対象年間を定めるものとする。ただし、野菜価格安定法人は、価格差補給交付金等の交付をしたことにより、交付準備金が著しく減少し業務を行うことが困難と認められる場合、共同出荷組織等の交付予約数量の適正化を図る必要がある場合、農業保険法に基づく農業経営収入保険事業の実施に伴い必要がある場合その他やむを得ない場合には、当該業務対象年間を短縮することができるものとする。

(2) 資金造成単価、保証基準額及び最低基準額

共同出荷組織等別必要造成額の基準となる資金造成単価、価格差補給交付金等を交付する基準となる保証基準額及び最低基準額は、農産局長が別に定めるところによるものとする。

(3) 価格差補給交付金等の交付

ア 野菜価格安定法人は、取引契約が卸売市場価格に連動して取引価格が設定されるものとして農産局長が別に定めるものである場合であって、対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の平均取引価額（卸売市場であって農産局長が別に定めるもの（以下「指標市場」という。）における当該特定野菜等の旬別（さといも、たまねぎ及びばれいしょにあっては月別。以下7において同じ。）の加重平均販売価額（消費税に相当する額を除く。）。以下7において同じ。）が保証基準額を下回ったときに、共同出荷組織に対し価格差補給交付金を、相当規模生産者に対し価格差補給金を交付するものとする。

イ 価格差補給交付金等の単価は、業務区分ごとに、保証基準額から平均取引価額（平均販売価額が最低基準額を下回ったときは、当該最低基準額）を差し引いて得た額に10分の9を乗じて得た額とする。

ウ 共同出荷組織等に対して交付する価格差補給交付金等の額(以下「価格差補給交付金額」という。)は、業務区分ごとに、旬別の価格差補給交付金等の単価に、旬別出荷数量(共同出荷組織が生産者の委託(生産者から出荷の委託を受けた者及びその者から順次委託を受けた者からの委託を含む。以下同じ。))を受けて、又は相当規模生産者が直接に当該旬別の価格差補給交付金等の単価に対応する期間に出荷した当該対象特定野菜等の数量をいう。ただし、当該業務区分における旬別出荷数量から農産局長が別に定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を差し引いて得た数量(7において「旬別交付対象出荷数量」という。))の合計(7において「交付対象合計出荷数量」という。))が交付予約数量を上回る場合は、旬別交付対象出荷数量を交付対象合計出荷数量で除して得た数値に当該交付予約数量を乗じて得た数量)を乗じて得た額の合計額とする。

エ 農畜産業振興機構は、旬ごとに、当該旬において対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の旬別平均取引価額が保証基準額を下回ったか否かをその翌旬にインターネットを通じて公表するものとする。

(4) 価格差補給交付金等の交付申請

ア 共同出荷組織等は、価格差補給交付金等の交付を受けようとするときは、農産局長が別に定める様式により申請しなければならない。

イ アの交付申請書には、対象特定野菜等の出荷数量及び販売価額を証明する書類その他野菜価格安定法人が必要と認める書類を添付しなければならない。

8 出荷調整補給交付金等交付事業に関する業務の準則

(1) 業務対象年間

野菜価格安定法人は、出荷調整補給交付金等交付事業の対象となる期間として3年間以上の業務対象年間を定めるものとする。ただし、野菜価格安定法人は、出荷調整補給交付金等の交付をしたことにより、交付準備金が著しく減少し業務を行うことが困難と認められる場合、共同出荷組織等の交付予約数量の適正化を図る必要がある場合、農業保険法に基づく農業経営収入保険事業の実施に伴い必要がある場合その他やむを得ない場合には、当該業務対象年間を短縮することができるものとする。

(2) 資金造成単価及び発動基準価額

共同出荷組織等別必要造成額の基準となる資金造成単価及び出荷調整補給交付金等を交付する基準となる発動基準価額は、農産局長が別に定めるところによるものとする。

(3) 出荷調整補給交付金等の交付

ア 野菜価格安定法人は、共同出荷組織等が取引契約を履行するために、当該取引契約に係る旬別の契約数量又は契約数量のうち旬別の出荷計画数量(当該出荷調整補給交付金又は数量確保費用交付金の交付に関する契約に記載されたものをいう。以下「旬別契約等数量」という。))を上回る数量の対象特定野菜等の生産を行った場合において、当該旬別契約等数量を超過した数量の対象特定野菜等の土壤還元等(農産局長が別に定めるものに限る。))による出荷調整(以下単に「出荷調整」という。))を行った場合であって、次に掲げる条件を満たすときは、共同出荷組織に対し出荷調整補給交付金を、相当規模生産者に対し出荷調整補給金を交付するものとする。

(ア) 業務区分ごとに、共同出荷組織が生産者の委託を受けて、又は相当規模生産者が直接に当該対象出荷期間に対象特定野菜等の出荷を行ったこと

(イ) 対象特定野菜事業と同一の種類に属する特定野菜等の平均取引価額(指標市場における当該特定野菜等の日別の加重平均販売価額(消費税に相当する額を除く。))。以下8において同じ。))がその発動基準価額を下回った場合(以下「発動要件」という。))に、当該旬又は翌旬に出荷調整を行ったこと

イ 共同出荷組織等は、出荷調整を行う前に、ウに規定する公表日から5日以内に、野

菜価格安定法人に対し当該出荷調整の実施を農産局長が別に定める様式によりあらかじめ申し出るものとする。

ウ 農畜産業振興機構は、当該日が発動要件を満たす日に該当するか否かをその翌開市日にインターネットを通じて公表するものとする。

(4) 出荷調整補給交付金等の金額

ア 対象特定野菜等についての出荷調整補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び共同出荷組織等ごとに資金造成単価に、実需者等向け出荷調整相当数量（当該共同出荷組織等が出荷調整を実施した当該対象特定野菜等の数量のうち取引契約により実需者等に出荷することを計画していたものに相当する数量をいう。ただし、(3)のアの(ア)及び(イ)により出荷調整を実施した旬（(4)において「発動旬」という。）に係る実需者等向け出荷調整相当数量の合計（(4)において「合計出荷調整相当数量」という。）が交付予約数量を上回る場合は、当該発動旬に係る実需者等向け出荷調整相当数量を合計出荷調整相当数量で除して得た数値に当該交付予約数量を乗じて得た数量）を乗じて得た額の合計額とする。

イ 実需者等向け出荷調整相当数量は、旬ごとに次の算式により算出するものとする。ただし、当該算定結果が、当該共同出荷組織等が出荷調整を実施した当該対象特定野菜等の数量（以下「出荷調整実績数量」という。）を上回った場合は、当該出荷調整実績数量を実需者等向け出荷調整相当数量とする。

$$(A + B + C) \times D \div (D + E) - B$$

A：当該旬に取引契約によらないで卸売市場に出荷した対象特定野菜等の数量

B：当該旬に取引契約の実需者等に出荷した対象特定野菜等の数量

C：当該旬の出荷調整実績数量

D：当該旬の旬別契約等数量

E：当該旬に取引契約によらないで卸売市場に出荷することを計画していた対象特定野菜等の数量（2の(9)のアにより添付された計画に記載されたものをいう。）

ウ 旬別契約等数量が共同出荷組織を構成する団体（以下「構成団体」という。）ごとにあらかじめ明らかにされている場合は、イの実需者等向け出荷調整相当数量及び出荷調整実績数量は当該旬別契約等数量を有し、かつ出荷調整を実施した構成団体の数量とする。

(5) 出荷調整補給交付金等の交付申請

ア 共同出荷組織等は、出荷調整補給交付金等の交付を受けようとするときは、農産局長が別に定める様式により申請しなければならない。

イ アの交付申請書には、対象特定野菜等の出荷数量及び販売価額並びに出荷調整を実施した数量を証明する書類その他野菜価格安定法人が必要と認める書類を添付しなければならない。

9 数量確保費用交付金交付事業に関する業務の準則

(1) 業務対象年間

野菜価格安定法人は、数量確保費用交付金交付事業の対象となる期間として3年間以上の業務対象年間を定めるものとする。ただし、野菜価格安定法人は、数量確保費用交付金の交付をしたことにより、交付準備金が著しく減少し業務を行うことが困難と認められる場合、共同出荷組織等の交付予約数量の適正化を図る必要がある場合、農業保険法に基づく農業経営収入保険事業の実施に伴い必要がある場合その他やむを得ない場合には、当該業務対象年間を短縮することができるものとする。

(2) 資金造成単価

業務対象年間における数量確保費用交付金の交付に充てるために必要な対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等1キログラム当たりの資金として、業務区分ごとに

(5)の購入限度価額と(4)の契約価額の差額に 10 分の 9 を乗じて得た額（1 銭未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た額）とする。ただし、(7)のアの仕向先変更のみを行い、(7)のイの他の者からの購入を行わない場合においては、(5)の購入限度価額と(4)の契約価額との差額に 10 分の 7 を乗じて得た額（1 銭未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た額）とする。

(3) 指標価額

数量確保費用交付金を交付する際の指標となる価額（以下「指標価額」という。）は、農産局長が別に定めるところによるものとする。

(4) 契約価額

共同出荷組織等ごと及び対象特定野菜等ごとに取り引契約に定める旬を超える期間において固定された価額から運賃相当額及び消費税相当額を控除した額の加重平均価額をいう。

(5) 購入限度価額

対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の購入価額(消費税に相当する額を除く。以下同じ。)がその価額を上回った場合にはその価額を購入価額として、数量確保費用交付金が交付されることとなる価額として契約価額に 2 分の 3 を乗じて得た価額をいう。

ただし、共同出荷組織等は、その選択により、契約価額に 2 分の 4、2 分の 6 又は 2 分の 8 を乗じて得た価額を購入限度価額とする補給交付金等の交付に関する契約を野菜価格安定法人と締結することができるものとする。

(6) 数量確保費用交付金の交付

ア 野菜価格安定法人は、2 の数量確保費用交付金の交付に関する契約を締結した共同出荷組織等が第 3 の 2 の(1)のイに規定する対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等を確保する必要がある場合であって平均取引価額（指標市場における当該特定野菜等の旬別の加重平均販売価額。（消費税に相当する額を除く。）以下 9 において同じ。）が指標価額を上回った場合に当該旬に出荷した当該特定野菜等を対象として、当該共同出荷組織等に対し数量確保費用交付金を交付する。

イ 数量確保費用交付金の交付は、アの規定にかかわらず、農産局長が別に定める場合には、共同出荷組織等が出荷した特定野菜等を対象として当該共同出荷組織等に交付する。

ウ 農畜産業振興機構は、旬ごとに、当該旬がアに規定する場合に該当するか否かをその翌旬にインターネットを通じて公表するものとする。

エ 共同出荷組織等は、数量確保費用交付金の交付を受けようとするときは、ウの公表後一句以内に、アに規定する場合に該当する旬の出荷数量を野菜価格安定法人に通知するものとする。

(7) 数量確保費用交付金の金額

数量確保費用交付金の金額は、業務区分ごと及び共同出荷組織等ごとに次のとおりとする。

ア 共同出荷組織等が、旬別契約等数量の対象特定野菜等を供給することが困難な場合において、取引契約によらないで卸売市場に出荷することを計画していた数量（2 の(9)のアにより添付された出荷計画に記載されたものをいう。）の当該対象特定野菜等を当該旬別契約等数量の不足分を補うために充当したとき（ウにおいて「仕向先変更」という。）は、対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の平均取引価額と契約価額の差額に 10 分の 7 を乗じて得た旬別の交付金単価に、充当見込相当数量（旬別の当該不足分への充当見込相当数量として次の算式により算出した数量をいう。ただし、(6)のア又はイの規定に該当する旬（(7)において「発動旬」という。）に係る

充当見込相当数量の合計（(7)において「合計充当見込相当数量」という。）が交付予約数量を上回る場合は、当該発動句に係る充当見込相当数量を合計充当見込相当数量で除して得た数値に当該交付予約数量を乗じて得た数量）を乗じて得た額の合計額とする。

$$A - (A + B) \times C \div (C + D)$$

A：当該句に取引契約の実需者等に出荷した対象特定野菜等の数量

B：当該句に取引契約によらないで卸売市場に出荷した対象特定野菜等の数量

C：当該句の句別契約等数量

D：当該句に取引契約によらないで卸売市場に出荷することを計画していた対象特定野菜等の数量（2の(9)のアにより添付された計画に記載されたものをいう。）

イ 句別契約等数量が構成団体ごとにあらかじめ明らかにされている場合は、アの充当見込相当数量は当該句別契約等数量を有する構成団体の数量とする。

ウ 共同出荷組織等が、取引契約によらないで卸売市場に対象特定野菜等を出荷する予定がないため仕向先変更ができない場合又は仕向先変更を行った上でもなお不足分がある場合であって、対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等（国産に限る。）を当該共同出荷組織等が他の者から購入して不足分に充当した場合にあっては、当該購入価額（購入価額が購入限度価額を超える場合にあっては、購入限度価額）と契約価額の差額に10分の9を乗じて得た句別の交付金単価に句別の当該不足分への充当数量（ただし、業務区分における発動句に係る当該充当数量の合計（9において「合計充当数量」という。）とアの交付金単価に乗ずる数量とを合計した数量が当該交付予約数量を上回るときは、当該発動句に係る充当数量を合計充当数量で除して得た数値に当該交付予約数量からアの交付金単価に乗ずる数量を控除して得た数量を乗じて得た数量）を乗じて得た額の合計額とする。

(8) 数量確保費用交付金の交付申請

ア 共同出荷組織等は、数量確保費用交付金の交付を受けようとするときは、農産局長が別に定める様式により申請しなければならない。

イ アの交付申請書には、対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の出荷数量及び販売価額を証明する書類のほか、(7)のイに規定するところにより共同出荷組織等が当該特定野菜等を他の者から購入して不足分に充当した場合にあっては、当該購入価額及び購入数量を証明する書類その他野菜価格安定法人が必要と認める書類を添付しなければならない。

(9) 交付準備金の造成の特例

ア 対象特定野菜等及び対象出荷期間が共通である出荷調整補給交付金等に係る業務区分及び数量確保費用交付金に係る業務区分について行う交付準備金の造成は、共同出荷組織等の申請により、一の業務区分（以下「交付準備金造成業務区分」という。）に係る交付準備金の造成を他の業務区分に係る交付準備金の造成とみなすことができるものとする。

イ アの交付準備金造成業務区分は、アに規定する申請のあった業務区分のうち第4の3の(4)の額の多い方の業務区分とする。

第5 契約特定野菜等安定供給促進事業の実施

1 契約特定野菜等安定供給事業実施計画等の認定

(1) 第3の契約特定野菜等安定供給事業を実施しようとする野菜価格安定法人は、農畜産業振興機構が別に定めるところにより、対象事業ごと、対象特定野菜等の業務区分ごとに契約特定野菜等安定供給事業実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、当該対象特定野菜等に関する第4の2の(7)、(8)又は(10)による契約を締結又は解約してい

ることを証する資料を添えて、農畜産業振興機構に提出するものとする。

(2) 農畜産業振興機構は、実施計画の内容がこの実施要領に定めるところに適合していると認めたときは、当該実施計画を認定し、その旨を野菜価格安定法人に通知するものとする。

(3) 実施計画に記載すべき事項は、次のとおりとする。

ア 対象事業ごと、対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等ごとの業務対象年間

イ 対象事業ごと、対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等ごとの交付予約数量

ウ 対象事業ごと、対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等ごとの共同出荷組織等別準備金総額、交付準備金額及びその拠出者別拠出金額並びに共同出荷組織等別必要造成額

エ 対象事業ごと、対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等ごとの契約特定野菜等安定供給促進助成金(2に規定するものをいう。)の交付限度額

オ その他事業の実施に必要な事項

(4) (1)から(3)までの規定は、実施計画の変更について準用する。

2 契約特定野菜等安定供給促進助成金の交付

(1) 野菜価格安定法人は、1の(2)による認定を受けた実施計画に基づき補給交付金等を交付しようとするときは、農畜産業振興機構が別に定めるところにより、契約特定野菜等安定供給促進助成金交付申請書(以下「申請書」という。)を農畜産業振興機構に提出するものとする。

(2) 申請書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

ア 対象事業ごと、対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等ごとの契約特定野菜等安定供給促進助成金(以下「契約特定供給促進助成金」という。)交付申請金額及びその積算の基礎となる交付予約数量、補給交付金等の交付対象数量並びに補給交付金等の金額

イ 対象事業ごと、対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等ごとの交付準備金額及び必要造成額

ウ その他契約特定供給促進助成金の交付に必要な事項

(3) 契約特定供給促進助成金の額は、当該対象事業ごと、当該業務区分に係る共同出荷組織等ごとに、当該共同出荷組織等に交付すべき補給交付金等の金額に3分の1を乗じて得た額の合計額を限度とする。

(4) 農畜産業振興機構は、(1)の申請書の内容が適当と認められる場合には、速やかに、契約特定供給促進助成金を野菜価格安定法人に対して交付するものとする。

(5) (4)による契約特定供給促進助成金の交付を受けた野菜価格安定法人は、速やかに、補給交付金等を共同出荷組織等に対して交付するものとする。

第6 業務の実施体制

契約特定野菜等安定供給事業の適正な実施を図るため、野菜価格安定法人又は共同出荷組織(共同出荷組織から事務の委託を受けた者を含む。)は、相当規模生産者又は委託生産者の同意を得た上で、農業保険法第175条に規定される農業経営収入保険事業を行うことができる全国の区域をその区域とする農業共済組合連合会等への必要な情報の提供に努めるものとする。

第7 農業経営収入保険事業に係る周知等

野菜価格安定法人は、農業保険法第175条に規定する農業経営収入保険事業に係る

周知等について、次のとおり行うものとし、地方農政局長、知事又は野菜価格安定法人は、契約特定野菜等安定供給事業（価格差補給交付金等の交付に関する契約に限る。第7において同じ。）の適正な実施を図るため、次について、共同出荷組織等の指導を行うものとする。

- 1 契約特定野菜等安定供給事業において、価格差補給交付金等の交付に関する契約の締結を行う場合には、あらかじめ、共同出荷組織にあっては委託生産者、特定相当規模生産者にあってはその構成員に対し、農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）第178条第1号に規定する事業を利用する者は、農業経営収入保険事業実施要領（平成30年9月28日付け30経営第1431号農林水産省経営局長通知）第1章第4節の（1）の④に規定される野菜価格安定対策事業の同時利用の特例（以下「同時利用の特例」という。）を利用している者を除き、同法第176条に規定する農業経営収入保険の保険資格者に該当しないことを周知することとする。
- 2 農業保険法第177条に基づき、農業共済組合連合会との間で農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みのある特定相当規模生産者の構成員又は委託生産者（同時利用の特例を利用している者を含む。）であって、契約特定野菜等安定供給事業において、価格差補給交付金等の交付に関する契約の締結を行う者を除く。）は、当該特定相当規模生産者又は当該共同出荷組織に対し、契約特定野菜等安定供給事業を利用しない意思及び期間を、当該利用しない期間が始まる前に申告することとし、当該共同出荷組織又は当該特定相当規模生産者は、当該申告が適切に行われるよう促すこととする。また、当該保険関係が成立した又は成立する見込みのある相当規模生産者は、野菜価格安定法人に対し、同様の申告をすることとする。
- 3 共同出荷組織は、補給交付金の交付を受け、当該委託生産者に補給金を交付する場合、農業保険法施行規則第178条第1号に規定する事業に該当するか否か及び当該対象出荷期間（2により、委託生産者が契約特定野菜等安定供給事業を利用しない期間がある場合は、対象出荷期間から利用しない期間を除いた期間）について通知することとする。

第8 生産出荷等の指導等

- 1 知事は、この事業の円滑な推進を図るため、特定野菜等の計画的かつ安定的な生産及び出荷その他必要な事項について、生産者、共同出荷組織等、市場関係者、実需者等の指導を行うものとする。
- 2 知事は、共同出荷組織等に対し、余裕を持った作付けを行う等により取引契約の遵守に努めるよう指導を行うものとする。
- 3 委託生産者及び相当規模生産者が園芸施設を設置した上で対象特定野菜等を生産する場合には、野菜価格安定法人にあっては相当規模生産者、共同出荷組織にあっては委託生産者に対し、農業保険法に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）への積極的な加入を促すことにより、経営の安定を図られるよう努めるものとする。
- 4 知事は、農林水産省が開催する農業の「働き方改革」検討会により取りまとめられた「農業の「働き方改革」経営者向けガイド」（以下「働き方改革ガイド」という。）の趣旨を踏まえ、共同出荷組織等に対し、働き方改革ガイドに準拠するよう促すことにより、農業における働き方が適正に行われるよう努めるものとする。

第9 報告

- 1 野菜価格安定法人は、事業の実施状況につき農産局長が別に定めるところにより、地方農政局長に報告するものとする。
- 2 農産局長は、この事業の円滑な推進を図るために必要な事項について、関係者から報告

を徴することができるものとする。

- 3 野菜価格安定法人は、補給交付金等の交付を終了したときは、遅滞なく農畜産業振興機構が別に定めるところにより、その交付の結果を農畜産業振興機構に報告しなければならない。
- 4 野菜価格安定法人は、必要があると認めるときは、共同出荷組織等の業務の状況、補給交付金等の交付のための措置について報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。
- 5 野菜価格安定法人は、4で求めた報告の徴収、調査の実施等の結果により、補給交付金等を不正に受給していると判断した場合には、不正受給者の公表、補給交付金等の返還、翌業務対象年間の交付予約数量の減量又は補給交付金等の交付に関する契約の締結の拒否等の措置を講じることができる。